第九条第一項の表都道府県の項第六号5中「「平成二十五年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十五年四月一日付け総財公第三十五号。以下この表において「平成二十五年度繰出基準」という。）」を「「平成二十六年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十六年四月一日付け総財公第五十一号。以下この表において「平成二十六年度繰出基準」という。）」に、「及び平成二十六年度繰出基準」に改め、同号6中「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に、「平成二十五年度繰出基準」を「平成二十六年度繰出基準」に改め、同号8中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号9中「平成二十五年度繰出基準」を「平成二十六年度繰出基準」に、「平成二十五年度まで」を「平成二十六年度まで」に改め、同号10中「三月三十一日」を「七月一日」に改め、「告示された」の下に「病院（以下この表において「救急告示病院」という。）で」を加え、同号11中「三月三十一日」を「七月一日」に、「前項に規定する病院の病床の数」を「10の救急告示病院の救急病院等を定める省令第一条第一項第四号の病床の数（以下この表において「救急告示病院病床数」という。）」に、「「繰出金等について」の「7．救命救急センターに関する調」の表頭「病床数」の数」を「「救急医療対策事業実施要綱」（昭和五十二年七月六日付け医発第六百九十二号）「第4　救命救急センター」4(1)の専用病床の数（以下この表において「救命救急センター病床数」という。）」に改め、同号16中「平成二十五年度」を「平成二十六年度」に改め、同号17算式ア中「0.827」を「0.693」に、「0.654」を「0.583」に改め、同号17算式アの符号、算式イ及び算式イの符号を次のように改める。

	算式アの符号
	A　測定単位の数値
	B　7(6)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に1.75を乗じて得た数、5(4)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に2.31を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.74を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	C　7(6)割軽減保険料軽減世帯数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に1.75を乗じて得た数、5(4)割軽減保険料軽減世帯数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に2.31を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減世帯数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に0.74を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	α　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	算式
	$\frac{a \times 1{,}000}{b} \times \frac{1}{7{,}935}$
	$\frac{a \times 1{,}000}{b}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
	算式の符号
	a　減額した被保険者均等割額計の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数
	b　前記Bに同じ。
	β　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
	算式
	$\frac{c \times 1{,}000}{d} \times \frac{1}{6{,}666}$
	$\frac{c \times 1{,}000}{d}$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。
	算式の符号
	c　減額した世帯別平等割額計の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数
	d　前記Cに同じ。
	算式イ
	$\frac{B \times 0.261}{A}$
	算式イの符号
	A　測定単位の数値
	B　7(6)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数、5(4)割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に1.73を乗じて得た数及び2割軽減保険料軽減者数の当該都道府県内の市町村ごとの数の合計数に1.28を乗じて得た数を合算した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

第九条第一項の表都道府県の項第六号17算式ウ中「14,600」を「14,900」と改め、同号17算式ウの符号B中「平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成25年5月17日付け保国発第0517第1号。以下この条において「平成24年度事業実績報告」という。）を「平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成26年5月15日付け保国発第0515第1号。以下この表において「平成25年度事業実績報告」という。）に「平成24年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」を「平成25年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」に、「平成24年度療養給付費等負担金対象費用額算出表」を「平成25年度療養給付費等負担金対象費用額内訳表」に改め、同号17算式ウの符号α中「1.08323486」を「1.04488271」と改め、同号18中「「11十三万円以下段階保険料軽減者数」を「七(六)割軽減保険料軽減者数」と改め、「表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」のうち「(以下18及び19において「減額した世帯数等」という。)」を加え「欄の数」のうち「ハ、五（四）割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分2」の「被保険者数」の欄の数とハ、二割軽減保険料軽減者数は、減額した世帯数等の「所得区分3」の「被保険者数」の欄の数」を加え、同号19中「三十三万円以下段階保険料軽減世帯数」を「七(六)割軽減保険料軽減世帯数」に「市町村税課税状況調（国保関係）の「第2表　n－2年度国民健康保険税（料）の実績等に関する調」の「ハの3減額対象となった世帯数等)」の表側「基礎課税（賦課）」のうち、表頭「減額した世帯数等（世帯、人）」を「減額した世帯数等」に改め、「欄の数」の下に「とし、五（四）割軽減保険料軽減世帯数は、減額した世帯数等の「所得区分2」の「世帯数」の欄の数とし、二割軽減保険料軽減世帯数は、減額した世帯数等の「所得区分3」の「世帯数」の欄の数」を加え、同号を同項第六号ハとし、同項第五号ハ中「及び算式H(3)」を「、算式H(3)及び算式オ」に改め、同号1算式ア中「11.201」を「11.819」に改め、同号1算式アの符号Bを次のように改める。